

「光市コロナ克福商品券」 取扱店を募集します！

光市コロナ克福商品券発行事業

募集要領

1. 目的

市民生活の支援や地域経済の活性化、及び「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」の一環として、市内の店舗等で使用できる一人あたり 10,000 円（前記「緊急対策」の追加分 5,000 円分を含みます。）の商品券を発行し、市民全員に配布します。

2. 商品券の内容

- (1) 名称：「光市コロナ克福商品券」
- (2) 額面：1 枚 1,000 円
- (3) 発行総額：5 億円程度

市民一人につき 10 枚 1 組（全店共通券 4 枚・小規模店舗専用券 6 枚）を 1 セット配布

※うち 5 枚は、『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』分です。

- (4) 使用期間：令和 4 年 10 月 1 日（土）～令和 5 年 1 月 31 日（火）（期間外は無効）
- (5) つり銭は出さない。また、払い戻し（返品・返金）には応じない。

3. 取扱店

- (1) 参加資格：光市内で営業を行う店舗・事業所（登録制・業種不問）
- (2) 登録方法：取扱店登録申込書（裏面）に必要事項を記入の上、持参、郵送または F A X にて光商工会議所に提出する。
- (3) 登録締切：令和 4 年 7 月 15 日（金）<必着>まで
（商品券の郵送の際に同封するチラシに店舗名や事業所名を掲載予定）
- (4) 店舗区分：小規模店舗／大型店舗（売場面積 500 m²以上かつ市外に本店を有するもの）
- (5) 登録料：無料
- (6) 取扱店には「ポスター」「商品券見本」等を配付する。

4. 換金

- (1) 換金（申請）場所：光商工会議所
- (2) 換金期間：令和 4 年 10 月 1 日（火）～令和 5 年 2 月 17 日（金）
9：00～14：00（平日のみ・年末年始を除く）
- (3) 換金手数料：無料

5. 参加条件

- (1) 取扱店登録にあたっては新型コロナ対策推進宣言制度への登録が条件となります。
※既に登録いただいている事業所は、再度登録する必要はありません。

6. 商品券の配付

- (1) 対象者：① 令和 4 年 7 月 1 日時点で光市の住民基本台帳に登録されている市民
② 令和 4 年 7 月 2 日～7 月 31 日の間の出生者
- (2) 配付時期：令和 4 年 8 月中旬より簡易書留にて順次郵送

7. 商品券の利用

消費者へ直接提供できる商品・サービス等を対象とし、以下のような場合は利用できない。

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高い商品
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課
- (6) 商品券の現金化
- (7) 事業決済金としての流用
- (8) その他、参加各店において商品券の利用対象外としている商品

8. 取扱店の禁止行為

- (1) 商品券の偽造・模造・加工等
- (2) 消費者より受け取った商品券の再利用

光市コロナ克福商品券取扱店登録申込書

光商工会議所 御中

事業所所在地

事業所名

代表者名

電話番号 () -

店舗区分 **(注1)** 小規模店舗 ・ 大型店舗

業 種 小売・卸売・サービス・製造・建設・その他

光市コロナ克福商品券の取扱店として登録を受けたいので、同事業の趣旨に賛同し申し込みます。

取扱店（店舗）名等		事業所（店舗）名	所在地																
	1																		
	2																		
	3																		
振込金融機関名	金融機関コード			支店コード															
	銀行・信金・農協			本店・支店・出張所															
口座の種別	1. 普通 2. 当座		/																
口座番号																			
フリガナ																			
口座名義人																			
新型コロナ対策推進 宣言制度	管理番号（ポスター右下）をご記入下さい。No. _____																		

(注1) 「大型店舗」とは、売場面積 500 m²以上かつ市外に本社(店)を有するものをいう。

(注2) 新型コロナ対策推進宣言制度への登録がお済みでない場合、別途お申込み下さい。

(注3) 申込日から10日を過ぎても受付済申込書が返送されない場合はご連絡ください。

1. 換金額は、指定の口座に入金されることに同意します。
2. 商品券の使用期間は、令和4年10月1日から令和5年1月31日の間とし、令和5年2月1日以降は使用不能で無効となることに同意します。
3. 換金期間の最終日は、令和5年2月17日までとし、以降は換金不能で無効となることに同意します。

申込先 光商工会議所まで 持参・郵送・FAXのいずれかで。(締切：7月15日(金))
 〒743-0063 光市島田4-14-15
 TEL (0833) 71-0650 FAX (0833) 71-1782

受付番号	受付印